

長浜市における指定管理者制度の運用について

令和6年6月
長 浜 市

指定管理者制度の概要

○指定管理者制度の趣旨

- 指定管理者制度導入前（旧管理委託制度）は、公の施設の管理の委託先を公共団体、公共的団体及び一定要件を満たす市の出資法人に限定
- 指定管理者制度は、「多様化する住民のニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る」ことを目的として、民間事業者等を含めた幅広い団体にも公の施設の管理を委託できるようにした制度

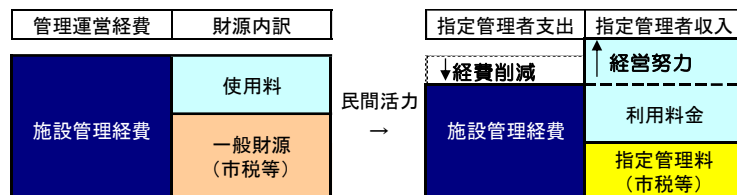
■管理委託制度と指定管理者制度の比較

項目	管理委託制度（法改正以前）	指定管理者制度（現在）
管理運営主体	公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定	民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く）。議会の議決を経て指定する。法人格は必ずしも必要はない。
契約形態	条例を根拠として締結される公法上の契約関係。受託者は、契約に基づく具体的な管理事務を執行	指定による管理代行。指定管理者は、施設の管理権限の委任を受ける。
施設の管理権限	施設の設置者である市にある。	指定管理者にある（管理の基準、業務の範囲は、市が条例で定める。）。
施設の使用許可	受託者にはできない。	指定管理者が行うことができる。
行政財産の目的外使用許可等	受託者にはできない。	指定管理者にはできない。
利用料金制度	採用可能	採用可能

○利用料金制

- 利用料金制とは、公の施設の使用料について指定管理者の収入とすることができる制度。利用料金制を採用することにより、稼働率やサービス向上による民間の経営努力を促すことにつながり、施設の有効活用が期待できる。

■利用料金制度の活用イメージ



■使用料と利用料金の違い

項目	使用料	利用料金
料金の収納先	市の歳入	指定管理者の収入
料金設定	市が条例で定める。	条例で定めた範囲内で指定管理者が市の承認を得て定める。
料金徴収	指定管理者（直営の場合は市職員）	指定管理者
利用促進のインセンティブ	なし（料金収入が増えても指定管理者の収入は一定）	あり（料金収入が増えれば指定管理者の収入が増える）

指定管理者制度の基本的な考え方及び導入に関する判断基準

○基本的な視点

- 指定管理者制度の運用にあたっては、次の3つの視点に基づいて進める。
 - ① 市民ニーズへの的確な対応
 - ② 安全・安心の施設利用とサービスの質の確保
 - ③ 公正性・透明性の確保

○基本的な考え方・判断基準

- 社会経済情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、公の施設のあり方や目指す方向を明らかにしていき、その上で、管理運営形態として指定管理者制度の導入が適当であると認められる施設については、下記の判断基準に基づき、制度の導入を検討
- 施設の業務に市が自ら実施すべき業務が含まれる場合は、当該業務を指定管理業務から切り離れた上で、指定管理者制度を導入することも可能
- 指定管理者制度の導入後、施設の構造・特性・設置状況等や社会経済情勢の変化により、現行の管理運営形態を見直すべき事由が生じた場合には、判断基準に基づき再度検討

指定管理者制度の導入を検討

- ① 民間事業者やNPO法人等の能力やノウハウを活用することにより、市民ニーズにあったサービスの向上やコストの縮減が期待できる。
- ② 同様の施設を既に民間事業者等が運営しているなど、施設の運営を任せることが可能である。
- ③ 施設の管理運営に際し、市民との協働が期待できる。

市が直接管理運営を実施（直営）

- ① 法令等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がある。
- ② 左記の判断基準に照らして指定管理者による管理になじまないと判断される。
- ③ 行政目的の達成に必要な指導・支援などの業務を行うため、施設の管理運営において市が強く関与することが適当と考えられる。
- ④ 施設や事業の規模が小さく、指定管理者を導入するメリットがない。
- ⑤ 廃止、統合、譲渡等、今後の施設のあり方を調査、検討するため、当面、直営を維持する必要がある。

指定管理者制度の運用の流れ

指定管理者制度の導入から評価までの事務処理は、図3の流れを基本として行います。

※令和3年4月からの運用見直しにより、非公募・更新の施設は、条例第4条第2項ただし書きの規定により、選定委員会の意見聴取を省略できることとしています。

図3 指定管理者制度の運用の流れ（指定期間がn年4月1日からm年3月31日までの場合）

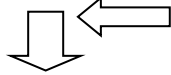


指定管理者制度の導入

○指定管理者の指定手順

- 指定管理者の指定の主な流れは、次のとおり。

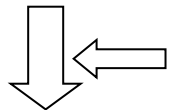
指定管理者制度導入の決定 (長浜市)



指定管理者の募集に関する審議 (選定委員会)

指定管理者を募集するにあたり、募集要項、仕様書、審査基準等を審議

指定管理者の募集 (長浜市)

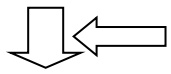


公募・非公募に関わらず、指定管理者の指定に関する申請書等の提出を求める。

指定管理者の候補者の審査 (選定委員会)

指定管理者の候補者を審査

指定管理者の候補者の選定 (長浜市)



指定管理者の指定の議決 (長浜市議会)

指定管理者の指定 (長浜市)

○指定管理者選定委員会

- 指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、長浜市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を聞くことが必要
- 選定委員会の委員の構成は、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）第16条第3項の規定により、次の中から選考
 - ① 学識経験者
 - ② 公の施設の管理運営について専門的知識を有する者
 - ③ 本市の職員
 - ④ その他市長が適当と認める者

○募集方式

- 市民サービスの向上を図るという指定管理者制度の趣旨を踏まえ、競争原理を働かせるため、原則として公募により実施
- 法律又は条例及び長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則に定めのある場合は、非公募とすることが可能。施設所管課が非公募とすることを決定する場合は、事前に指定管理者選定委員会において、非公募とすることの是非を審議

■非公募にできる理由

- ① 公の施設を管理するに当たり、特に専門的又は高度な技術を有することが必要である場合において、当該技術を有している団体を、客観的に、かつ明らかに特定できるとき。
- ② 特定の団体等に公の施設を管理させることにより、地域の人材活用、雇用の創出その他地域との連携が相当程度期待できるとき。
- ③ 現に公の施設を団体に管理させている場合において、当該団体が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設について安定した行政サービスの提供を確保するとともに良好な事業の効果を発揮することが相当程度期待できるとき。
- ④ 一定の地域住民のためのコミュニティー施設で、住民主体の地区組織等に一体的に管理させることにより、地域住民の生活利便性の向上が図れると認められるとき。
- ⑤ その他公の施設の性質、規模及び目的等により募集することが適さないと認められるとき。

■非公募にできる団体

公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる本市が出資等している法人、公共団体又は公共的団体

○募集する団体の条件（申請資格）

- 法人その他の団体（以下「法人等」という。）が条件（法人格の有無は問わないが、個人での申請は不可）
- 次の欠格事項に該当しないなどの一般的な条件を除いて、原則として、事務所等の所在地や市の補助団体の有無等の条件は付さないこととする。

■欠格事項

- ① 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市において指定管理者の指定の取消しを受け、又は指定管理者の指定後に辞退した日から5年を経過しない者である法人等
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている法人等
- ③ 長浜市から入札参加停止措置を受けている法人等
- ④ 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ⑤ 役員等に制限行為能力者又は破産者で復権を得ない者が含まれている法人等
- ⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等及び暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等
- ⑦ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを行っている法人等
- ⑧ 役員等に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている法人等

○選定基準

- 条例第4条各号に掲げる選定基準をより具体化した審査基準を定めて、審査を実施

■指定管理者の選定基準

- ① 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。
- ② 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ その他施設の性質又は目的に応じて定める基準

○指定期間

- 公募の場合は原則として5年間、非公募の場合は原則として3年間
- 合理的な理由がある場合には、原則以外の期間（長期又は短期）を指定期間とすることも可能

■合理的な理由がある場合の例

- ① まちづくりセンターなど地域のコミュニティ的な施設を当該地域の団体に管理させる場合
- ② 近い将来に大規模な改修や施設の廃止などが想定される場合
- ③ 既に指定管理を導入している他の施設と一体的に施設を管理させる場合
- ④ 利用者との信頼関係の構築が必要な人的サービスの比重が大きい施設を管理させる場合
- ⑤ その他個別の理由に基づく期間により施設を管理させる場合
（設備への積極的な投資を可能、又は、長期的な雇用の創出が可能となる場合など）

○指定管理料

- 指定管理業務に要する経費から、利用料金収入見込額及び指定管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を、指定管理料として指定管理者に支出
- 指定管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された指定管理料の金額を上限として、協議の上予算の範囲内で、毎年度協定において決定（原則、精算なし。）
- 法令の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、市と指定管理者の協議の上、変更が可能

○市と指定管理者のリスク分担

➤ 指定管理者と市とのリスク分担は、原則として次のとおり。

リスクの種類	内容	負担区分 注1	
		市	指定管理者
応募	応募に関して必要となる費用		○
議会の議決が得られなかった等 協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
協定は締結できたけれども協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
協定の不履行	指定管理者の都合によるもの		○
	市の都合によるもの(協定に基づく指定の取消しは除く。)	○	
法令等の変更	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
運営経費の増大	指定管理者側の要因による運営経費の増大		○
	市の要因による運営経費の増大	○	
	物価や金利の著しい変動など上記以外の要因による運営経費の増大		○ 注2
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪の発生等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者や収入の減		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故若しくは指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○ 注3
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○ 注3
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の管理運営経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	双方協議	
施設・設備等の損傷	経年劣化や構造上の瑕疵によるもので小規模なもの		○
	経年劣化や構造上の瑕疵によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		○
	上記以外による施設・設備等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	双方協議	
市民、利用者、周辺地域等への対応	施設周辺地域との協調		○
	施設の管理運営に関する苦情・要望への対応		○
	上記以外	○	
期間終了に伴う費用	指定期間が終了したとき(協定に基づく指定の取消し、指定管理者が業務の廃止を行った場合を含む。)に発生する撤収費用及び原状回復費用		○
	業務の引継ぎにかかる費用		○
不可抗力	不可抗力(市・指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象)による業務の変更、中止又は延期	双方協議 注4	
	不可抗力による施設の損傷に伴う修繕費用	○	

注1 表中「○」は主たる対応者を示す。

注2 状況により双方協議を行うものとする。

注3 当市が賠償した場合、指定管理者に故意又は重大な過失があるときは、指定管理者に求償する。

注4 災害等の復旧時においても業務中止等を行う場合がある。

○利用料金・納付金

- 指定管理者の経営努力や創意工夫を発揮させるためのインセンティブとして、また、会計事務の効率化を図る観点から、使用料を徴収している施設については、法令等の規定により導入できない場合を除き、できる限り利用料金制度を採用
- 利用料金制を採用している施設で、利用料金収入が管理運営経費を大きく上回ると見込まれる場合は、納付金として市に利用料金収入の一部を納めてもらうことも可能

○修繕費の分担

- 市の会計事務の簡素化の観点から、1会計年度における総額が一定金額（施設の性質や規模により金額は異なる。）までの修繕費及び1会計年度における修繕費の総額が上記金額を超えた場合であっても小規模なものについては、指定管理者がその費用と責任において実施
- 市の負担と責任により実施することとなる修繕についても、指定管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、市と指定管理者が協議の上、市の負担において指定管理者に実施させることが可能

○備品等の取扱い

- 市が用意する備品等（Ⅰ種）や指定管理者が指定管理料又は利用料金収入で購入した備品等（Ⅱ種）、自己の費用で購入した備品等（Ⅲ種）の帰属等については、協定で規定

■備品等の分類

項目	備品等Ⅰ種	備品等Ⅱ種		備品等Ⅲ種
		施設機能として必要な備品	事務備品	
購入者	市（指定管理者に無償貸与）	指定管理者		指定管理者
購入の財源	市税等	指定管理料又は利用料金収入		指定管理者の自己財源
帰属先	市	市	指定管理者	指定管理者
その他	協定締結時に管理物件の一覧を提示	購入にあたっては、市との協議が必要		

○自主事業

- 指定管理者は、指定管理業務のほか、施設の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者ではなく一団体として行う事業（自主事業）の実施が可能
- 自主事業に係る経費は、原則指定管理者の自己負担

○指定管理者の指定

- 指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法の規定により、議会の議決が必要

■議決事項

- ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ② 指定管理者となる団体の名称
- ③ 指定期間

○協定の締結

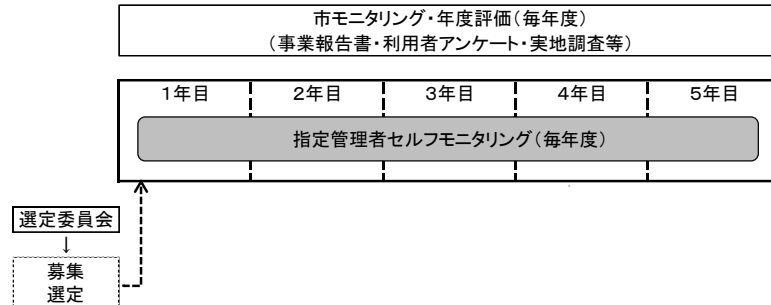
- 事業報告書の提出期限、指定管理料の支払方法、施設内の備品等の所有権の帰属などの管理運営業務の実施に当たっての詳細な事項については、両者の間で協定を締結
- 指定期間が複数年度にわたる場合は、①指定期間を通した「基本協定」と②単年度ごとの「年度協定」を締結

指定管理者の管理状況の点検・評価

○指定管理者の管理状況の点検・評価の流れ

- 指定管理者による管理運営の適正化を図るため、定期的に点検・評価を実施

■指定管理者の管理状況の点検・評価の流れのイメージ（指定期間が5年の場合）



○モニタリング

- モニタリングとは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段
- 原則として、指定管理者制度を導入している全ての施設を対象

■モニタリングの主な評価項目（例示）

- ① 業務履行状況（指定管理業務の履行状況、自主事業の実施状況、施設の維持管理状況等）
- ② サービスの質の状況（従業員の接客態度、設備・備品等の管理程度、利用者満足度等）
- ③ 財務・経営状況（管理運営の収支状況、指定管理者の経営状況等）
- ④ その他（法令等の遵守、従業員の労働環境等、安全性の確保）

○年度評価

- 指定管理者は毎年度終了後、当該施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、市に提出することを義務付けられている。
- 市は毎年度、次の各項目を通じて、指定管理業務が全体として良好に実施されているかどうかを確認して評価を行うとともに、課題や指摘事項等を洗い出す。（年度評価）
 - ① 施設の設置目的の達成に関する取組
 - ② 効率性の向上等に関する取組
 - ③ 施設の適正な管理運営に関する取組
- 年度評価の結果は、その概要を市ホームページにおいて公表する。

○指定管理者への指導

- 仕様書に定めた仕様・水準を満たしていないことを確認した場合や当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認める場合は、必要な指導等を実施
 - ㊦指定管理者への指導 → （応じない場合等）㊦改善指示 → ㊦改善計画書の提出 → ㊦改善計画の承認 → ㊦改善実施 → ㊦改善結果報告 → ㊦改善状況の確認
- それでもなお改善が見られない場合は、必要に応じて、指定管理者の業務の停止や指定の取消しを行うことが可能

(1) 長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
(平成 18 年長浜市条例第 58 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第 2 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を公示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を募集するものとする。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他募集を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請することができるものの資格
- (3) 募集をする期間
- (4) 申請に必要な書類の内容
- (5) 選定の基準
- (6) 管理の基準
- (7) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (8) 指定管理者に指定する期間
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 公の施設の管理に係る事業計画書
- (3) 公の施設の管理に係る収支予算書
- (4) 当該団体の経営の状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者候補の選定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請をした団体（以下「申請団体」という。）があったときは、次の各号のいずれにも適合するもののうち、最も適切に管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「指定管理者候補」という。）として選定しなければならない。

- (1) 前条第 2 号の事業計画書（以下「事業計画書」という。）による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を選定するときは、あらかじめ、長浜市指定管理者選定委員会の意見を聞かなければならない。ただし、第2条ただし書の規定により指定管理

者候補を選定しようとする場合は、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定により指定管理者候補を選定したときは、申請団体に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

(再度の選定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者候補を選定した後、法第244条の2第6項の規定による長浜市議会の議決を経るまでの間に、当該指定管理者候補を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき、又は辞退その他の理由により指定管理者として指定することが不可能となったときは、申請団体（当該指定管理者候補を除く。以下この条において同じ。）の中から再度指定管理者候補を選定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により再度指定管理者候補を選定しようとするときは、当該指定管理者候補に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により再度指定管理者候補を選定したときは、申請団体に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

(指定管理者候補の選定の特例)

第6条 市長は、第2条ただし書の規定に該当する場合、第3条の規定による申請がなかった場合又は第4条第1項各号の基準に適合するものがなかった場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる本市が出資等している法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者候補として選定することができる。

- 2 前項の規定により選定するときは、市長は、当該団体と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、第4条第1項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者候補について、法第244条の2第6項の規定による長浜市議会の議決があったときは、当該指定管理者候補を指定管理者に指定するものとする。

- 2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を当該指定を受けた団体に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、当該指定に係る指定期間の開始前に、当該指定を受けた公の施設の管理に関する次に掲げる事項について、市長と協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に記載された事項
- (2) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (3) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (5) 管理の業務に係る個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況

(4) その他管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項
(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の保護)

第14条 指定管理者は、公の施設の管理の業務に係る個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定を遵守しなければならない。

(情報の公開)

第15条 指定管理者は、公の施設の管理の業務に係る情報の公開について、長浜市情報公開条例(平成18年長浜市条例第17号)の規定を遵守しなければならない。

(選定委員会)

第16条 第4条から第6条までの規定による指定管理者候補の選定等を適正に行うため、長浜市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、委員8人以内をもって組織する。

3 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 公の施設の管理運営について専門的知識を有する者

(3) 本市の職員

(4) その他市長が適当と認める者

4 選定委員会は、必要があると認めるときは関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

5 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後においても、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(教育委員会の公の施設への適用)

第17条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第

13条までの規定、第16条及び次条の規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(2) 長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 (平成18年長浜市規則第39号)

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年長浜市条例第58号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(募集の方法)

第2条 募集の方法は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 長浜市公告式条例（平成18年長浜市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市の広報への掲載
- (3) 市の機関の担当窓口での閲覧又は配布
- (4) 市のホームページへの掲載
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(募集によらない選定理由)

第3条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由があるときとは、次のとおりとする。

- (1) 公の施設を管理するに当たり、特に専門的又は高度な技術を有することが必要である場合において、当該技術を有している団体を、客観的に、かつ明らかに特定できるとき。
- (2) 特定の団体等に公の施設を管理させることにより、地域の人材活用、雇用の創出その他地域との連携が相当程度期待できるとき。
- (3) 現に公の施設を団体に管理させている場合において、当該団体が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設について安定した行政サービスの提供を確保するとともに良好な事業の効果を得ることが相当程度期待できるとき。
- (4) 一定の地域住民のためのコミュニティー施設で、住民主体の地区組織等に一体的に管理させることにより、地域住民の生活利便性の向上が図れると認められるとき。
- (5) その他公の施設の性質、規模及び目的等により募集することが適さないと認められるとき。

(申請の手続)

第4条 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

(候補者選定の通知)

第5条 条例第4条第3項の規定による候補者の選定の通知は、指定管理者選定結果通知書（様式第2号）によるものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第6条 条例第7条第2項の規定による指定管理者の指定の通知は、指定管理者指定通知書（様式第3号）によるものとする。

（選定委員会の組織）

第7条 条例第16条第1項の規定による選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員の数及び任期は、指定管理者の指定に係る公の施設の規模及び機能を考慮し、市長がその都度定める。

（委員長）

第8条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 委員長が不在又は事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第9条 選定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、条例第3条の規定による申請をしたものと利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

5 会議は、非公開とする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年2月13日から施行する。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(3) 長浜市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年3月10日規則第20号）

（委託及び指定管理者の指定に係る措置）

第6条 個人情報の取扱いを伴う業務を委託しようとするとき、又は公の施設の管理を指定管理

者に行わせるときは、次に掲げる事項（業務の性質又は目的により該当のない事項を除く。）を委託契約書又は公の施設の管理に関する協定書に明記しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱責任者及び取扱者の報告
- (2) 個人情報の秘密の保持及び漏えい等の防止
- (3) 個人情報の収集の制限
- (4) 個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (6) 再委託の禁止又は制限
- (7) 業務終了後の個人情報の返還又は廃棄
- (8) 処理状況の報告及び調査に応じる義務
- (9) 事故発生時における報告義務
- (10) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な事項
- (11) 前各号に違反した場合における契約解除、指定の取消し、業務の全部又は一部の停止命令及び損害賠償に関する事項
- (12) 法第176条、第180条、第183条及び第184条に規定する罰則に関する事項

(4) 長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）（抄）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

- (4) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
（部分公開）
- 第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開請求の趣旨が損なわれまいと認めるときは、非公開情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。
（出資法人等及び指定管理者の情報公開）
- 第19条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、当該出資の公共性にかんがみ、当該出資法人等の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、公の施設の管理の公共性にかんがみ、その保有する公の施設の管理の業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 実施機関は、出資法人等及び指定管理者の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
（附属機関の会議の公開）
- 第20条 実施機関に置く附属機関は、法令等の規定により公開することができないとされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するよう努めるものとする。

(5) 附属機関の会議の公開等に関する要綱（平成18年長浜市告示第7号）

- （趣旨）
- 第1条 この要綱は、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）第20条に定める附属機関の会議の公開の運用について必要な事項を定めるものとする。
（公開又は非公開の決定）
- 第2条 附属機関の会議は、長浜市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関の長がその会議に諮って行うものとする。
- 2 附属機関の長は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
（会議の開催の周知）
- 第3条 附属機関は、公開の会議を開催する場合、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、適切な方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。
- (1) 附属機関の名称
- (2) 開催日時

- (3) 開催場所
 - (4) 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする議題及び理由を含む。）
 - (5) 傍聴者の定員
 - (6) 傍聴の手続
 - (7) 問い合わせ先
- （公開の方法等）

第4条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の閲覧により公開する。

2 附属機関の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関の長が当該会議の傍聴を認めることにより行う。

3 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。

(1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席を設ける。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者を決定する。

(2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めることとする。

4 公開した会議の結果については、議事録又は会議概要を作成し、会議資料とともに適切な方法により閲覧に供するものとする。

（非公開会議の会議概要の公開）

第5条 非公開とした会議については、会議終了後、公開した会議に準じて、可能な範囲で開催状況を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。

（懇談会等の会議の公開）

第6条 有識者、市民等から意見を聴取し、市政に反映することを主な目的として開催する懇談会、懇話会、研究会その他の要領により開催する会合（本市職員のみで構成するもの、関係行政機関若しくは関係団体との連絡調整を主な目的とするもの又は実行委員会その他のイベント等を実施するために組織するものを除く。）における会議の公開は、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条第2項及び第4条第2項中「附属機関の長」とあるのは、「会合を所管する課の長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。